

(平成24年6月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月及び同年5月

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納とされていた。当該保険料については自分で用意し、同居の兄と一緒に納税組合を通じて納付してくれていた。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立人は、国民年金の加入手続を行ったとする昭和46年1月以降について、申立期間及び第3号被保険者期間を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

また、A市区町村（現在は、B市区町村）の国民年金被保険者名簿により、申立人は申立期間直前の昭和46年1月から同年3月までの保険料について、申立人の兄と同日である同年2月27日に納付していたことが確認できる。

さらに、申立期間の国民年金保険料について、申立人と一緒に納付していたとする同居の兄夫婦は、申立期間を含め、国民年金制度発足当初から60歳に至るまでの保険料を完納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで
年金事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納とされていた。申立期間の保険料を含めて、実兄が全て納付してくれており、当該保険料の領収証も手元に所持している。
このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市区町村発行の申立期間に係る領収証書を所持しており、同領収証書により、申立期間の国民年金保険料について、前納割引の金額で昭和47年5月16日に納付していることが確認できることから、1年度分の保険料を前納割引の金額で納付できるのは当該年度の4月末日までであることから、前納割引の金額では収納できない時期に納付が行われたことが確認できる。

一方、当該保険料が過誤納により申立人に返金されたことを確認できる資料は無く、国民年金保険料の還付が行われている場合には存在するはずの国民年金被保険者台帳（特殊台帳）も存在しない上、当該領収証書は当時A市区町村が真正に作成したものと認められ、納付した金額に不足があれば、その差額は当然納付していたと考えるのが自然である。

また、申立期間は12か月と短期間である上、申立人は申立期間を除く国民年金被保険者期間の保険料を全て納付していることを踏まえると、申立期間が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの期間は、厚生年金保険の被保険者期間であるため国民年金の被保険者となり得る期間でないことは明らかであるから当該期間の記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成11年1月18日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成10年8月から同年9月までは30万円、同年10月から同年12月までは28万円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成10年10月から同年12月までの上記訂正後の記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月31日から11年1月18日まで
ねんきん定期便を確認したところ、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が、平成10年8月31日となっていることが判明した。

しかし、給与明細書でも分かるとおおり、平成11年1月までA社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、給与からは、平成10年10月以降も継続して30万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたので、同年10月から同年12月までの標準報酬月額を30万円としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人のA社に係る雇用保険の被保険者記録は、資格取得日が平成8年4月10日、離職日が11年1月17日となっており、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当

しなくなった日（平成 10 年 8 月 31 日）の後の 11 年 2 月 4 日付けで、申立人を含む 108 人の被保険者資格の喪失に係る届出が行われ、その全員が 10 年 8 月 31 日に遡って被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、A社は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったものの、同社に係る閉鎖商業登記事項全部証明書により、同社は法人格を有していたことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を申立期間においても満たしていたものと判断できる。

さらに、上記閉鎖商業登記事項全部証明書により、申立人はA社の役員ではなかったことが確認できる上、当委員会の先例における調査により、申立人は社会保険事務に関わっておらず、社会保険の届出は顧問社会保険労務士が行っていたことが判明している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、平成 10 年 8 月 31 日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である 11 年 1 月 18 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成 10 年 8 月から同年 9 月までは 30 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 28 万円とすることが妥当である。

- 2 申立人は、申立期間のうち、平成 10 年 10 月 1 日から 11 年 1 月 18 日までの期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、30 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の主張する標準報酬月額（30 万円）に見合う保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主に照会したところ回答が得られないものの、前述の顧問社会保険労務士から提出された平成 10 年 10 月の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届により、申立人の標準報酬月額が 28 万円で届け出られていることが確認できることから、社会保険事務所は、同年 10 月から同年 12 月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和47年4月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月10日から同年7月20日まで

年金事務所で厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社C営業所に勤務していた昭和47年4月10日から53年10月14日までの期間のうち、47年4月10日から同年7月20日までの期間について被保険者記録が無いことが判明した。

昭和45年3月から53年10月まで、A社に継続して勤務し、毎月厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険記録、申立人から提出されたB社発行の在籍証明、当時の同僚の証言、申立人の主張及び申立人から提出されたA社の昭和47年5月から同年7月までの給与明細書により、申立人は同社に継続して勤務し（同年4月10日に同社から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、
事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事
務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連
資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C研究所における資格取得日に係る記録を昭和47年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月1日から同年8月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社C研究所に勤務していた昭和47年7月1日から同年8月1日までの期間について、記録が抜けている旨の回答を受けた。私は同年7月1日付けで、A社D工場から同社C研究所に異動を命じられたものであり、年金記録が抜けているはずがないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社から提出された人事記録及び同社からの回答内容から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和47年7月1日に同社D工場から同社C研究所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C研究所に係る厚生年金保険被保険者名簿の昭和47年8月の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時の書類が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

茨城厚生年金 事案 1921

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和62年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月29日から62年1月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社における資格喪失日が、昭和61年12月29日となっているとの回答を受けた。

私は、A社から同社のグループ会社であるC社に異動しただけであり、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社からの回答及び申立期間当時のA社の代表取締役からの回答から判断すると、申立人は、同社及びそのグループ会社であるC社に継続して勤務し（昭和62年1月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年11月のオンライン記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人について被保険者の資格喪失日を誤って昭和61年12月29日として社会保険事務所（当時）に対し届出を行ったことから、事業主から社会保険事務所へ申立てどおりの資格の喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から同年 9 月までの期間及び平成元年 2 月から 3 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 1 月から同年 9 月まで
② 平成元年 2 月から 3 年 2 月まで

ねんきん定期便を確認したところ、昭和 62 年 1 月から同年 9 月までの期間及び平成元年 2 月から 3 年 2 月までの期間の国民年金保険料が未納となっていた。私は、昭和 62 年頃に国民年金の加入手続を行っており、保険料はその都度納付していた。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 62 年頃に国民年金の加入手続を行い、保険料はその都度納付していた。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は同年 10 月 1 日に A 市区町村に払い出されていることが確認できることから、申立人はこれ以降に国民年金の加入手続を行ったことが推認できる。また、同市区町村の国民年金被保険者収滞納一覧表により、申立人は 62 年 10 月から同年 12 月までの保険料を同年 12 月に納付し、それ以降、63 年 1 月から同年 7 月までの保険料を当該月にその都度納付（同年 7 月分については、厚生年金保険料との重複納付により、同年 9 月に還付）していることが確認できる。これらのことから、申立人の記憶は、62 年 10 月頃に国民年金の加入手続を行い、その後 63 年 7 月までの 10 か月間の保険料についてその都度納付していたことの記憶であるものと考えられる。

さらに、申立人には申立期間以外に 5 回、合計 14 年に及ぶ未加入期間が存在することから、国民年金保険料の納付意識が高かったとは考え難い上、申立

人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から53年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から53年6月まで

ねんきん定期便を確認したところ、昭和47年10月から53年6月までの国民年金保険料が未納となっていた。申立期間については、私が結婚した後の49年5月頃、私の義父が役場で国民年金の加入手続きを行い、納税組合を通じて保険料を納付してくれていた。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年5月頃、義父が国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は54年1月12日にA市区町村（現在は、B市区町村）に払い出されていることが確認できることから、申立人はこれ以降に国民年金の加入手続きを行ったことが推認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納税組合を通じて納付していたと主張しているが、上述のとおり、申立人は昭和54年1月以降に国民年金の加入手続きを行ったことが推認できることから、加入手続きの時点で申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない上、同時点で時効となっていなかった期間についても、53年3月以前の保険料については過年度納付となることから、納税組合を通じて保険料を納付することができない。

さらに、国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料の納付を行ったとする申立人の義父は既に他界している上、申立人は当該加入手続き及び保険料納付に直接関与していなかったことから、加入及び納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1922 (事案 1710 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月から 6 年 8 月 1 日まで

A社の派遣社員として、B社のC売場において勤務していた記憶のあった昭和63年9月頃から平成6年8月1日までの期間について、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、厚生年金保険の被保険者期間として認められなかった。

今回、当時の給与振込口座の記録を調べたところ、A社には、平成元年12月から勤務していたことが分かった。また、他社からの派遣ではあるが、同時期にB社の別売場に勤務していた同僚も、私が勤務していたことを証言してくれるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む昭和63年9月頃から平成6年8月1日までの期間に係る申立てについては、i) 申立人から提出された給与振込口座の預金通帳の写し及び当該期間中にA社においてB社の営業を担当していた者の証言から判断すると、申立人は、当該期間中にA社に勤務していたことが推認されるものの、申立人に係る厚生年金保険の加入状況や保険料の控除について具体的な証言は得られなかったこと、ii) 労働局に照会したところ、申立人の当該期間における雇用保険の被保険者記録は無いとの回答が得られたこと、iii) A社に照会したところ、当該期間の資料は残存しておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用については不明であるものの、1年以上の継続雇用として採用した派遣社員であれば、最初に契約書を取り交わし、社会保険に加入させていたが、申立人については、臨時雇用として採用したものと思われ、その後も数か月間の短期雇用を継続していたために、社会保険に加入させていなかったため

はないかと思われるとの回答が得られたこと、iv) オンライン記録によると、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録の中に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無いこと等を理由に、既に当委員会の決定に基づく23年11月9日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「当時の給与振込口座の記録を調べたところ、A社には、平成元年12月から勤務していたことが分かった。」として申立期間を変更するとともに、申立期間当時の同僚の名前を新たに挙げているが、当該同僚に照会したところ、申立人が同社の派遣社員としてB社に勤務していた旨の証言は得られたものの、申立人に係る厚生年金保険の加入状況や保険料の控除について具体的な証言は得られなかった。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1923

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間について記録が無いことが判明した。私は、昭和 40 年 3 月から同社で経理事務を担当しており、勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険料も給与から控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の加入記録は確認できないが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の証言から、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本及び被保険者名簿に記載されている代表取締役は既に他界していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態等について照会することができない。

また、上記同僚から、申立期間当時、A社においては厚生年金保険の加入について任意であった旨の証言が得られた。

さらに、申立期間に係るA社の被保険者名簿には申立人の氏名は無く、健康保険整理番号にも欠番は無い。

このほか、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。